

インフラファンド関係の提出書類一覧

目次

1. 投資主総会関係	2
2. 投資主への書類の発送関係	2
3. 決算関係	2
(1) 通期決算	2
(2) 中間決算	2
4. 代表者等の変更	3
(1) 執行役員又は管理会社の代表者の変更	3
(2) 情報取扱責任者の変更	3
5. 新投資口発行関係	3
(1) 「5. の (2) ~ (5)」において発行登録を行う場合	3
(2) 投資口の追加発行 (公募)	3
(3) 投資口の追加発行 (第三者割当)	4
(4) 投資口の売出し	4
(5) 新投資口予約権の無償割当て	5
(6) 投資口の併合	6
(7) 投資口の分割	6
(8) 投資法人の合併	6
(他の投資法人を吸収合併する場合又は他の上場インフラファンドの発行者である投資法人に吸収合併される場合)	6
(他の非上場の投資法人に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合)	6
6. 自己投資口関係	7
(1) 自己投資口の取得	7
(2) 自己投資口の消却	7
7. 管理会社の変更・組織再編等	7
(1) 管理会社の変更又は再委託先の追加・変更	7
(2) 管理会社の合併等 (合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付及び事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け)	7
(3) 管理会社の特定関係法人の異動 (親会社の異動の場合のみ)	8
8. その他	8
(1) 管理会社の業務の方法の変更	8
(2) 資産の運用に係る委託契約書の変更	8
(3) 投資主名簿等管理人 (投資主名簿に関する事務を行う者に限る) の変更	8
(4) 本社・本店所在地変更	9
(5) 投資口取扱規則の変更	9
(6) 規約の変更 (商号変更)	9
(7) 規約の変更 (その他の変更)	9
(8) 資産の取得	9

以下に掲げる表は、上場規程に基づき上場インフラファンドの発行者等が東証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

[凡例]

規……上場規程

施……施行規則

令……金商法施行令

※ 「開示代用可」とは、上場規程に基づきTDnetにより開示した資料において東証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。

1. 投資主総会関係

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
投資主総会に係る基準日等に関する通知書 (Targetでは、投資主総会に係る基準日の設定に関する通知。) ※ 規約に投資主総会に係る基準日が明記されておらず、投資主総会の基準日に係る決議を行う場合	決議後直ちに	施1531条②(7)	Target (直接入力)

2. 投資主への書類の発送関係

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
資産運用報告書	投資主への 発送日前	施1531条⑤(2)	Target (PDF提出) 又は 書面

3. 決算関係

(1) 通期決算

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 資産の運用状況表	営業期間経過後 3か月以内で 資産の運用状況の 判明後遅滞なく	施1531条⑤(1)	TDnet (縦 覧書類の登録)
② 上場インフラファンドの分布状況表 (Targetでは、分布状況表 (上場後。))	営業期間経過後 3か月以内で 分布状況の判明後 遅滞なく	施1531条⑤(3)	Target (PDF提出)
③ インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する 報告書	営業期間経過後 3か月以内	規1513条⑧	TDnet (縦 覧書類の登録)
④ 決算発表予定日通知 (Targetでは、REIT (決算発表予定日入 力。))	決算期末が 属する月の 25日より前に	規1514条②	Target (直接入力)

(2) 中間決算

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
決算発表予定日通知 (Targetでは、REIT (決算発表予定日入 力。))	中間決算期末が 属する月の 25日より前に	規1514条②	Target (直接入力)

4. 代表者等の変更

(1) 執行役員又は管理会社の代表者の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
代表者関係通知書	決議後直ちに	施1531条②(8)	Target (PDF提出)

(2) 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
情報取扱責任者通知書	変更前 なるべく早く	規417条 規1513条⑩	Target (PDF提出)

※ 届出内容には勤務先住所を含むため、本社・本店所在地の変更に伴いご提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

5. 新投資口発行関係

(1) 「5. の(2)～(5)」において発行登録を行う場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
需要状況の調査開始通知書 ※ 発行登録後、新投資口の発行等に係る開示に先立って需要状況の調査を開始する場合のみ。	決定後直ちに	規1514条②	Target (PDF提出)

(2) 投資口の追加発行(公募)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	規1514条②	Target (PDF提出)
② 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をする者がいる者を選定した場合のみ。	〃	施1531条④(1)b	Target (PDF提出)
③ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	〃	施1531条④(2)b(a)	Target (PDF提出)
④ 発行価格通知書 算式表示による場合は、これに代えて次のa.及びb.の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定通知書	決定後直ちに 決定後直ちに 確定後直ちに	施1531条④(2)b(b) 施1531条④(2)b(c) 〃	開示代用可 Target (PDF提出) 開示代用可 Target (PDF提出)
⑤ 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) ※ EDINETで有価証券届出書及び訂正届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施1531条②(2)a	書面
⑥ 発行新投資口数の確定日に関する通知書 ※ 価格決定時に発行新投資口数が未確定の場合のみ。	決定後直ちに	規1514条②	Target (直接入力)
⑦ 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む。)及びその添付書類	財務局等に 提出後直ちに	施1531条②(2)b	Target (PDF提出)

※ ③及び⑦については、有価証券届出書の提出を要しない場合に限りです。

(3) 投資口の追加発行（第三者割当）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 発行価格通知書 算式表示による場合は、これに代えて次の a. 及び b. の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定通知書	決定後直ちに 決定後直ちに 確定後直ちに	施 1 5 3 1 条④(2) b (b) 施 1 5 3 1 条④(2) b (c) "	開示代用可 Target (PDF 提出) 開示代用可 Target (PDF 提出)
② 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。） ※ EDINET で有価証券届出書及び訂正届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施 1 5 3 1 条②(2) a	書面
③ 発行新投資口数の確定日に関する通知書 ※ オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当を行う場合のみ。	決定後直ちに	規 1 5 1 4 条②	Target (直接入力)
④ 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む。）及びその添付書類	財務局等に 提出後直ちに	施 1 5 3 1 条②(2) b	Target (PDF 提出)
⑤ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに	施 1 5 3 1 条②(2) c	Target (PDF 提出)

※ ④については、有価証券届出書の提出を要しない場合に限りです。

(4) 投資口の売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	令第 2 2 条第 2 項 から第 4 項までの 規定により安定操 作取引をすること ができる期間の 初日の前日まで	規 1 5 1 4 条②	Target (PDF 提出)
② 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第 2 0 条第 3 項第 5 号に規定する安定操作取引の委託等をする者がある者を選定した場合のみ。	"	施 1 5 3 1 条④(1) b	Target (PDF 提出)
③ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	令第 2 2 条第 2 項 から第 4 項までの 規定により安定操 作取引をすること ができる期間の 初日の前日まで	施 1 5 3 1 条④(2) b (a)	Target (PDF 提出)
④ 売出価格通知書 算式表示による場合は、これに代えて次の a. 及び b. の通知書 a. 算式表示による売出価格通知書 b. 売出価格の確定通知書	決定後直ちに 決定後直ちに 確定後直ちに	施 1 5 3 1 条④(2) b (b) 施 1 5 3 1 条④(2) b (c) "	開示代用可 Target (PDF 提出) 開示代用可 開示代用可 Target (PDF 提出)
⑤ 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。） ※ EDINET で有価証券届出書及び訂正届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施 1 5 3 1 条②(2) a	書面
⑥ 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む。）及びその添付書類	財務局等に 提出後直ちに	施 1 5 3 1 条②(2) b	Target (PDF 提出)

※ ③及び⑥については、有価証券届出書の提出を要しない場合に限りです。

(5) 新投資口予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 ※ EDINETで有価証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要。	作成後直ちに	規1514条②	書面
② 有価証券通知書の写し(変更通知書を含む) ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	財務局等に提出後遅滞なく	施1531条②(5)	Target (PDF提出)
③ 有価証券上場申請書(新投資口予約権証券) ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合のみ。	上場申請日	規1509条①	〃
④ 確約書 ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合のみ。	〃	規1511条②	〃
⑤ 投資口の発行の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合であって、投資口の発行の合理性に係る評価手続きとして取引参加者による投資口の発行の合理性に係る審査を実施したときのみ。	〃	施1529条②(1)	〃
⑥ 投資主の意思確認の結果について記載した書面 ※ 新投資口予約権証券の上場を申請する場合であって、投資口の発行の合理性に係る評価手続きとして投資主総会決議などによる投資主の意思確認を実施したときのみ。	意思確認手続き終了後直ちに	施1529条②(2)	〃
⑦ 新投資口予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規1509条① 規1514条②	〃
⑧ 有価証券上場申請書(権利行使分)	行使請求期間開始日の3週間前(決議後)	規1509条①	〃
⑨ 上場投資口口数報告(月間報告)	翌月初	施1531条⑥(1)	〃
⑩ 新投資口予約権の行使報告 ※ 上場している新投資口予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ。	確認後直ちに	施1531条⑥(2)	〃
⑪ 新投資口予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ。	確定後直ちに	施1531条④(5)	〃
⑫ 有価証券上場廃止同意書 ※ 新投資口予約権証券が上場している場合のみ。	上場廃止の3週間前まで	規1514条②	〃

※1 ⑨については、新投資口予約権証券の行使請求期間中において、毎月提出してください。

※2 新投資口予約権証券の上場を希望される場合は、事前に東証上場部に相談してください。

(6) 投資口の併合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 投信法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	施1531条②(1)a	TDnet（縦 覧書類の登録）
② 減少投資口数確定通知 ※ 決議時に減少する投資口数が確定していない場 合のみ。	確定後直ちに	規1514条②	Target （直接入力） ※東証提供後
③ 投信法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後 速やかに	施1531条②(1)b	TDnet （縦覧書類の登 録）

(7) 投資口の分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 増加投資口数確定通知書 ※ 決議時に発行する新投資口数が確定していない 場合のみ。	確定後直ちに	規1514条②	Target （直接入力） ※東証提供後

(8) 投資法人の合併

（他の投資法人を吸収合併する場合又は他の上場インフラファンドの発行者である投資法人に吸収合併される場合）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 合併契約書（覚書等を含む。）写し	締結後直ちに	施1531条②(3)a	Target （PDF提出）
② 投信法第149条第1項、第149条の6第1項又は第149条の11第1項に規定する書類（法定事前開示書類）の写し	本店に備え置く日 までに	施1531条②(3)b	TDnet（縦 覧書類の登録）
③ 発行投資口数確定通知書 ※合併に際し投資口を交付する場合であり、決議時 に発行する新投資口数が確定していないときの み。	確定後直ちに	規1514条②	Target （直接入力） ※東証提供後
④ 投信法第149条の10第1項に規定する書類（法定事後開示書類）の写し	合併効力発生日 以後速やかに	施1531条②(3)c	TDnet（縦 覧書類の登録）
⑤ 合併比率に関する見解を記載した書面 （当事者以外の算定機関作成のもの）	作成後直ちに	規1514条②	Target （PDF提出）
⑥ 有価証券上場廃止同意書 ※ 上場インフラファンドの発行者である投資法人 が被合併投資法人となる場合のみ。	確定後遅滞なく	〃	Target （直接入力） ※東証提供後

（他の非上場の投資法人に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 合併契約書（覚書等を含む。）写し	締結後直ちに	施1531条②(3)a	Target （PDF提出）
② 投信法第149条第1項に規定する書類（法定事前開示書類）の写し	本店に備え置く日 までに	施1531条②(3)b	TDnet（縦 覧書類の登録）
③ 投信法第149条の10第1項又は第149条の16第1項に規定する書類（法定事後開示書類）の写し	上場後速やかに	施1531条④(3)a	TDnet（縦 覧書類の登録）
④ 登記 a. 登記日に登記申請を行ったことを証する書類 b. 登記事項証明書	登記日 登記完了後直ちに	規1514条② 施1531条④(3)b	書面
⑤ 有価証券上場廃止同意書	決議後遅滞なく	規1514条②	Target （直接入力）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
			※東証提供後
⑥ 発行投資口数確定通知書 ※ 合併に際し投資口を交付する場合であり、決議時に発行する新投資口数が確定していないときのみ。	確定後直ちに	〃	Target (直接入力) ※東証提供後
⑦ 合併比率に関する見解を記載した書面 (当事者以外の算定機関作成のもの)	作成後直ちに	〃	Target (PDF提出)

※1 ③、④、⑥及び⑦については、存続投資法人又は新設投資法人が上場規程第1507条の規定により遅滞なく上場申請を行う場合に限りませう。

※2 上場規程第1507条の規定による新規上場申請が行われる場合には、事前に東証上場部に相談してください。

6. 自己投資口関係

(1) 自己投資口の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の規約 ※ 自己投資口を取得することができる旨を規約に定めた場合のみ。	変更後直ちに	施1531条②(4) b	TDnet (縦覧書類の登録)

(2) 自己投資口の消却

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 役員会決議通知書	決議後直ちに	施1531条②(8)	開示代用可 Target (PDF提出)
② 減少投資口数確定通知 ※ 決議時に減少する投資口数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	規1514条②	開示代用可 Target (PDF提出)

7. 管理会社の変更・組織再編等

(1) 管理会社の変更又は再委託先の追加・変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 役員会決議通知書	決議後直ちに	施1531条②(8)	開示代用可 Target (PDF提出)
② インフラファンド上場契約書	変更時	施1535条③(1) b、 (2) b	Target (PDF提出)
③ 投資信託協会の会員であることを証する書面	決議後ただちに	規1514条②	Target (PDF提出)
④ 変更後の資産運用に係る委託契約書又は再委託に係る契約書写し	締結後直ちに	〃	Target (PDF提出)
⑤ インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書	変更後遅滞なく	規1513条⑨	TDnet (縦覧書類の登録)

※1 上記の他、必要に応じて、管理会社の定款、金商法第31条第3項に規定する業務の内容又は方法を記載した書面、登記事項証明書、直近の財務諸表等の提出を求めることがあります。

※2 ②～④については業務の引継ぎを受ける管理会社が提出するものとします。

(2) 管理会社の合併等（合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付及び事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① インフラファンド上場契約書	効力発生後直ちに	施1535条③(1) b、 (2) b	Target (PDF提出)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
② 投資信託協会の会員であることを証する書面	決議後直ちに	規1514条②	Target (PDF提出)
③ 変更後の資産の運用に係る委託契約書又は再委託に係る契約書写し	締結後直ちに	〃	Target (PDF提出)
④ インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書	変更後遅滞なく	規1513条⑨	TDnet (縦覧書類の登録)

※1 上記の他、必要に応じて、合併等の契約書（覚書等を含む）、管理会社の定款、金商法第31条第3項に規定する業務の内容又は方法を記載した書面、登記事項証明書、直近の財務諸表等の提出を求めることがあります。

※2 ①については、当該合併等が行われる前における当該投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が、当該合併等が行われた後において実質的に存続していないと東証が認める場合に提出を要します。

※3 ①～③については、業務の引継ぎを受ける管理会社が提出するものとします。

※4 ④については、当該合併等に起因して本報告書の内容に変更が生じた場合のみ提出を要します。

(注) 管理会社には、資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含みます。

(3) 管理会社の特定関係法人の異動（親会社の異動の場合のみ）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① インフラファンド上場契約書	効力発生後直ちに	施1535条③(1)b、 (2)b	Target (PDF提出)
② インフラファンドの発行者等の運用体制等に関する報告書	変更後遅滞なく	規1513条⑨	TDnet (縦覧書類の登録)

※ ①については、当該親会社の異動が生じる前における当該投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が、当該移動が生じた後において実質的に存続していないと東証が認める場合に提出を要します。

(注) 管理会社には、資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含みます。

8. その他

(1) 管理会社の業務の方法の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(変更後の) 金商法第31条第3項に規定する業務の内容又は方法を記載した書類又はこれに類する書類	決議後直ちに	規1514条②	開示代用可 Target (PDF提出)

(注) 管理会社には、資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含みます。

(2) 資産の運用に係る委託契約書の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の契約書写し	契約締結後直ちに	規1514条②	Target (PDF提出)

※ 軽微な変更として東証が認める場合（例えば、法令の改正等に伴う記載表現のみの変更の場合等）は、提出は不要となります。

(注) 資産の運用に係る委託契約書には、再委託に係る契約書を含みます。

(3) 投資主名簿等管理人（投資主名簿に関する事務を行う者に限る）の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 役員会決議通知書	決議後直ちに	施1531条②(8)	開示代用可 Target (PDF提出)
② 一般事務受託者通知書	〃	〃	Target (PDF提出)
③ 投資主名簿に係る事務委託契約書写し（変更契約書写しを含む。）	契約締結後遅滞なく	規1514条②	Target (PDF提出)

(4) 本社・本店所在地変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
本社・本店所在地通知書	決議後直ちに	規1514条②	Target (PDF提出)

※ 本社・本店所在地の変更に伴い、東証に届け出ている情報取扱責任者の勤務先住所が変更となることがあります。その場合には、別途「4.(2) 情報取扱責任者通知書」をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

(5) 投資口取扱規則の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の投資口取扱規則	作成後直ちに	規1514条②	Target (PDF提出)

(6) 規約の変更 (商号変更)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 役員会決議通知書	決議後直ちに	施1531条②(4)a	Target (PDF提出)
② 変更後の規約	変更後直ちに	施1531条②(4)b	TDnet (縦 覧書類の登録)

(7) 規約の変更 (その他の変更)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の規約	変更後直ちに	施1531条②(4)b	TDnet (縦 覧書類の登録)

(8) 資産の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① インフラ投資資産の収益性に係る意見書 (取得するインフラ投資資産が適法インフラ投資資産に該当しない場合)	資産取得決定後直ちに	施1531条②(6)a	Target (PDF提出)
② インフラ投資資産の収益継続性に係る意見書 (取得するインフラ投資資産が適正インフラ投資資産に該当しない場合)	資産取得決定後直ちに	施1531条②(6)b	Target (PDF提出)

以上